

# (仮称) 鉢伏山風力発電事業

## 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和3年4月

中部電力株式会社  
株式会社 O S C F

# 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧及び公表の方法 .....	2
(4) 縦覧及び公表期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
(1) 公告の日及び公告方法 .....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 .....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	4
(1) 意見書の提出期間 .....	4
(2) 意見書の提出方法 .....	4
(3) 意見書の提出状況 .....	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	5
1. 環境の保全の見地からの意見 .....	5
(1) 事業計画 .....	5
(2) 景観 .....	7
(3) その他 .....	8

## 第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和 3 年 1 月 28 日 (木)

令和 3 年 1 月 29 日 (金)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和 3 年 1 月 28 日(木)付 滋賀夕刊の長浜版・伊香版 (別紙 1-1 参照)

・令和 3 年 1 月 29 日(金)付 日刊県民福井、(別紙 1-1 参照)

福井新聞、中日新聞滋賀版 (別紙 1-2 参照)

※令和 3 年 2 月 9 日(火)、令和 3 年 2 月 10 日(水)に開催する説明会についての公告を含む。

##### ② 地方公共団体の公報、広報誌による公告

下記広報誌に「公告」を掲載した。

・敦賀市広報誌(広報つるが 2 月号 令和 3 年 1 月 12 日発行)(別紙 2-1 参照)

・南越前町広報誌(南えちぜん 2 月号 令和 3 年 1 月 25 日発行)(別紙 2-2 参照)

・滋賀県広報(第 177 号 令和 3 年 1 月 29 日発行)(別紙 2-3 参照)

##### ③ インターネットによるお知らせ

令和 3 年 1 月 29 日(金)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・福井県 ウェブサイト(別紙 3-1 参照)

<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia-prog.html>

・敦賀市 ウェブサイト (別紙 3-2 参照)

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/kurashi/kankyokuougai/oshirase/furyokuhatu-den3.html>

・南越前町 ウェブサイト (別紙 3-3 参照)

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/101/116/p003495.html>

・長浜市 ウェブサイト (別紙 3-4 参照)

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000009629.html>

・中部電力株式会社 ウェブサイト (別紙 3-5 参照)

[https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1203828\\_3273.html](https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1203828_3273.html)

・株式会社 OSCF ウェブサイト (別紙 3-6 参照)

<http://oscf.co.jp/news/210129.html>

### (3) 縦覧及び公表の方法

関係自治体庁舎の計 12 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により公表を行った。

#### ① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福井県安全環境部環境政策課 (福井市大手三丁目 17 番 1 号)
- ・敦賀市役所市民生活部 (福井県敦賀市中央町二丁目 1 番 1 号)
- ・敦賀市東浦公民館 (福井県敦賀市五幡 32-8-1)
- ・敦賀市東郷公民館 (福井県敦賀市井川 33-12)
- ・南越前町建設整備課 (福井県南条郡南越前町東大道 29-1)
- ・南越前町今庄事務所 (福井県南条郡南越前町今庄 84-25)
- ・南越前町河野事務所 (福井県南条郡南越前町河野 15-16-1)
- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 (大津市京町四丁目 1 番 1 号)
- ・滋賀県湖北環境事務所 (滋賀県長浜市平方町 1152-2)
- ・長浜市役所市民生活部環境保全課 (滋賀県長浜市八幡東町 632 番地)
- ・長浜市北部振興局 (滋賀県長浜市木之本町木之本 1757-2)
- ・長浜市余呉支所 (滋賀県長浜市余呉町中之郷 2434)

#### ② インターネットの利用による公表

・株式会社 OSCF ウェブサイト (別紙 3-7 参照)

<http://oscf.co.jp/news/210129.html>

### (4) 縦覧及び公表期間

- ・縦覧及び公表期間：令和 3 年 1 月 29 日 (金) から令和 3 年 3 月 1 日 (月) まで  
(土・日曜日、祝日及び閉庁・閉館日を除く。)
- ・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (開庁時間に準ずる)。

なお、インターネットの利用による公表については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

## (5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は8名であった。

（内訳） 福井県安全環境部環境政策課	0名
敦賀市役所市民生活部	0名
敦賀市東浦公民館	2名
敦賀市東郷公民館	2名
南越前町建設整備課	4名
南越前町今庄事務所	0名
南越前町河野事務所	0名
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室	0名
滋賀県湖北環境事務所	0名
長浜市役所市民生活部環境保全課	0名
長浜市北部振興局	0名
長浜市余呉支所	0名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙 1-1・1-2、別紙 2-1・2-2・2-3 参照）

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

#### ① 開催日時、開催場所及び来場者数

令和3年2月9日（火）

- ・開催場所：今庄住民センター大ホール（福井県南条郡南越前町今庄 84-25）
- ・開催時間：18：30～21：00
- ・来場者数：12名

令和3年2月10日（水）

- ・開催場所：プラザ満象小ホール（福井県敦賀市東洋町1番1号）
- ・開催時間：18：30～20：00
- ・来場者数：23名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

令和 3 年 1 月 29 日（金）から令和 3 年 3 月 16 日（火）まで  
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙 4）

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 株式会社 OSCF への書面の郵送

#### (3) 意見書の提出状況

合計 5 名の方から、6 通の意見書が提出された。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は6件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 1. 環境の保全の見地からの意見

#### (1) 事業計画

##### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>本件事業地域には、令和2年6月に日本遺産に認定された、長浜市・敦賀市・南越前町にまたがる鉄道遺産などで構成される「海を越えた鉄道～世界へつながる 鉄路のキセキ～」が含まれます。</p> <p>本件事業により当該日本遺産の構成物や景観が損なわれることが無いように十分に配慮されることを示す事</p> <p>また、配慮書における意見に対する見解にて実現の方針が示された展望公園エリアのテーマの一つに当該日本遺産が加えられる事が望ましい。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、日本遺産に指定された「海を越えた鉄道～世界へつながる 鉄路のキセキ～」の構成物や景観が損なわれることが無いよう十分に配慮いたします。</p> <p>展望公園エリアの設置については、関係行政や地元住民の意見を踏まえ検討していきます。</p>

##### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>本市、東浦地区及び南越前町にかかる地域は人口の減少で、過疎化が進み、山は荒れ放題の現状であります。</p> <p>今回、この地域に風力発電計画が立ち上がった事は、地元の人として大賛成であります。</p> <p>ウラン、石油、石炭、天然ガス等、すべてが諸外国にたよっている。これらは、いずれ減少してくる事はあきらかであり、これからの未来を考えると再生可能エネルギーこそが未来のエネルギー政策の基本であると考えます。荒れた山に人が入ると、自然を守る事につながると思っています。何んと言っても、地元への貢献もされ、地域への活性化が期待されます</p> <p>本市には、原発、火力、水力、太陽光等あり、風力発電のみがありません。エネルギー供給の町づくりとして、何んとしても今回の風力発電計画の実現をめざして頂きたいと思えます。</p> <p>景観、周波等全く問題はありません。むしろ、山頂に風力発電がある事が、地元としては、自慢の一つになります。</p>	<p>本事業は鉢伏山周辺の風エネルギーを活用するものであり、エネルギー自給率の向上や脱炭素社会の実現に大きく寄与するものと考えております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>意見1 当風力発電事業企画の立案に対する疑問について</p> <p>再生可能エネルギー開発と言えど、当施設の寿命の尽きるまでの期間に得られる利益の割に、鉢伏山から連なる広大な山の尾根を削り取ることによって永久に失われる自然環境の損失の規模が甚大であり、得られるものよりも失うものの方が大きすぎると、考えます。</p> <p>風力が再生可能な自然エネルギーと言えど、その発電機が炭素固定・カーボンニュートラルと生物多様性保全を担う森林環境を大規模に破壊しているのでは、本末転倒の仕業と言わざるを得ません。</p> <p>そもそも、自然度の高い森林環境であることを周知の事実で分かっているながら、かつ、過去開発がすでに入った人工の造成地や植林地に限定せずに、風力発電機設置区域に指定することに、疑問を呈します。</p> <p>なぜならば、風力発電機については、福井県内において設置事例があり、これまでの故障発生や稼働状況の悪さ、寿命の短さを見聞きしており、全国的にも同等で未だ実験段階であるとしか評価出来ていないからです。また、風力発電機設置区域の山上の稜線については、福井県民に親しまれてきた山々であり、私を含めて多くの人々が、現地の稜線における植生自然度の高い森林環境を体感しているからです。</p> <p>当風力発電機は巨大で設置数も多く、建設造成には工事用道路・資材搬入路も加わって、山の稜線に沿い尾根を細長く面的に削り取り、炭素固定に寄与するはずの樹木のみならず生物多様性の基盤である土壌をも根こそぎ破壊することと予想します。</p> <p>森林環境は、樹木が地球温暖化対策の一つである炭素固定に寄与し、森林が育む良好な生態系が生物多様性保全に寄与することから、後世に残すべき自然資源であります。ですから、大きな森林破壊を伴う開発行為は、地球温暖化対策、カーボンニュートラル、生物多様性保全、SDGs（持続可能な開発目標）等わが国の現行施策に逆行しています。</p> <p>そのため、最初から事業ありきではなく、まずは、事業計画の立案に係る下記の点について、我々福井県民、地域住民がわかるように明確な説明を示してください。</p> <p>なぜならば、環境の保全の見地から、環境影響を評価し、失われる損失の質と量を推し量り、その代償措置の可否を判断することが必要だからです。</p> <p>また、わが国の地球温暖化対策、SDGs（持続可能な開発目標）等の環境施策に合致していることが、環境の保全の見地から重要だからです。</p>	<p>自然環境への影響については方法書に基づく現況調査を行い、事業に伴う影響を予測・評価し環境保全措置を検討していきます。また、風力発電機は実績のある最新の機種を採用する考えです。</p> <p>ご質問に対する回答は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の事業性については、今後実施する調査、設計を踏まえ評価する考えであり、現時点ではお答えできる段階にございません。</li> <li>・一般的に風力発電機の設計寿命は20年とされていることから、事業期間は20年を想定しております。</li> <li>・事業期間満了時の対応については、そのまま事業を継続するか、撤去して元に戻すか、新しい風力発電機に建替えて事業を行うかなど選択肢がありますが、現時点では決定しておりません。</li> <li>・事業期間満了後、事業を継続しない場合は、弊社が責任を持って設備を撤去し原形復旧した後、土地所有者にお返しします。</li> <li>・主要な眺望点や身近な視点場から見た風車の見え方については、写真と風車を合成したフォトモンタージュを作成し準備書にてお示しします。</li> <li>・土地造成による改変面積については、今後の詳細設計により検討を行い、その結果を準備書にてお示しします。</li> <li>・土地造成による樹木伐採量及び土量については、今後の詳細設計により検討を行い、その結果を準備書にてお示しします。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当開発行為によって得られる利益は、いかほどでいつまで持続するのか。</li> <li>・施設の寿命は何年で、発電事業はいつまで持続できるのか。</li> <li>・事業終了時、誰が施設を撤去して更地に戻すのか、その後の土地を誰が管理するのか。</li> <li>・施設の寿命が尽きた後の姿、具体的に100年後開発された山の稜線の姿はどうなるのか。</li> <li>・理解を進めるためには不可欠だと思う完成予想図（鳥瞰図）をなぜ示さないのか。</li> <li>・風力発電機設置および工事用道路・資材搬入路の造成により削り取られる土地変化量は、いかほどか。</li> <li>・失われる森林の伐採量と撤去される土壌の量は、いかほどか。</li> </ul>	
4	<p>意見2 「配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解」について</p> <p>経済産業大臣から出された「本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと」との意見を、事業者は重大に捉え、事業の見直しをしなければなりません。</p> <p>さらに「既存の道路、植林地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避、又は極力低減すること」との意見も事業者は重大に捉えなければなりません。</p> <p>「自然度の高い植生等の改変」を低減する方法は「回避」の他に科学的に存在しないと考えます。</p> <p>事業者は、例えば少ない低減措置をもって「極力低減」に努めたなどといったおざなりな取り扱いを決してなりません。書類上のその場逃れに取り繕った間に合わせの文言ではなく、現地の環境の保全を図るちゃんとした対応を求めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>経済産業大臣意見については、その内容を真摯に受け止め、今後の事業計画の検討に反映する方針です。</p> <p>なお、本事業は当初より既存道路の栃ノ木・山中線を最大限活用する事業計画としており、また、自然度の高い（環境省が示す植生自然度9～10区域）区域については風力発電機設置区域から除外しております。</p>

## (2) 景観

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>(福井藤倉山風力発電事業に係る意見書に記入した以外で)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉢伏山周辺の山嶺には織田信長の越前侵攻時に朝倉方や一向一揆勢の防衛として多数の城塞が築かれているが、確認調査もなされないまま破壊され、歴史的景観が毀損されるおそれがある。</li> </ul>	<p>対象事業実施区域及びその周辺の史跡、文化財等については、文献資料を整理して図書に記載しております。今後も、関係機関と適宜協議を行いつつ事業計画を検討していきます。</p>

### (3) その他

#### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	環境影響評価方法書の p3-124(144) (1) 学校・病院～施設の状態に、今庄小学校、今庄診療所、老人保健施設が示されていないのはなぜ？ 他にも、示されていないものはないのか？	p3-124(144)には学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設として対象事業実施区域を含む南北15km、東西12kmの範囲に位置する施設を全て示しております。今庄小学校、今庄診療所および老人健康施設についてはこの範囲外に位置するためお示ししておりません。

○日刊新聞紙における公告

滋賀夕刊の長浜版・伊香版（令和3年1月28日（木））

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 中部電力株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾  
 事業者の所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地  
 事業者の名称 株式会社OSCF  
 代表者の氏名 代表取締役 梅田 明利  
 事業者の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号  
 田村ビル八階

二、対象事業の名称 (仮称)鉢伏山風力発電事業  
 種類 風力(陸上)  
 規模 発電設備出力 最大五万五千キロワット

三、対象事業実施区域 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市の一部

四、関係地域の範囲 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市

五、縦覧の場所【福井県】福井県安全環境部環境政策課/敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課/敦賀市東浦公民館/敦賀市東郷公民館/南越前町建設整備課/南越前町今庄事務所/南越前町河野事務所【滋賀県】滋賀県総合企画部県民活動生活課/滋賀県湖北環境事務所/長浜市役所市民生活部環境保全課/長浜市北部振興局地域振興課/長浜市余呉支所

縦覧時間 八時三十分から十七時十五分まで(いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、敦賀市東浦公民館および敦賀市東郷公民館は、休館日の月曜日を除く九時から十七時まで)  
 電子縦覧 <http://oscf.co.jp>

縦覧期間 令和三年一月二十九日(金)から三月一日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函下さるか、令和三年三月十六日(火)までに「一八」問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)

七、住民説明会の開催日時及び場所  
 今庄住民センター大ホール(南越前町今庄八十四一二十五)  
 令和三年二月九日(火) 十八時三十分から二十時三十分まで  
 プラザ萬家小ホール(敦賀市東洋町一番一号)  
 令和三年二月十日(水) 十八時三十分から二十時三十分まで

八、問い合わせ先  
 株式会社OSCF  
 〒一〇五一〇〇〇四  
 東京都港区新橋三丁目三番十四号田村ビル八階  
 電話 〇三―六四五七―九九七九(担当) 牧野

日刊県民福井（令和3年1月29日（金））

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 中部電力株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾  
 事業者の所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地  
 事業者の名称 株式会社OSCF  
 代表者の氏名 代表取締役 梅田 明利  
 事業者の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号  
 田村ビル八階

二、対象事業の名称 (仮称)鉢伏山風力発電事業  
 種類 風力(陸上)  
 規模 発電設備出力 最大五万五千キロワット

三、対象事業実施区域 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市の一部

四、関係地域の範囲 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市

五、縦覧の場所【福井県】福井県安全環境部環境政策課/敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課/敦賀市東浦公民館/敦賀市東郷公民館/南越前町建設整備課/南越前町今庄事務所/南越前町河野事務所【滋賀県】滋賀県総合企画部県民活動生活課/滋賀県湖北環境事務所/長浜市役所市民生活部環境保全課/長浜市北部振興局地域振興課/長浜市余呉支所

縦覧時間 八時三十分から十七時十五分まで(いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、敦賀市東浦公民館および敦賀市東郷公民館は、休館日の月曜日を除く九時から十七時まで)  
 電子縦覧 <http://oscf.co.jp>

縦覧期間 令和三年一月二十九日(金)から三月一日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函下さるか、令和三年三月十六日(火)までに「一八」問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)

七、住民説明会の開催日時及び場所  
 今庄住民センター大ホール(南越前町今庄八十四一二十五)  
 令和三年二月九日(火) 十八時三十分から二十時三十分まで  
 プラザ萬家小ホール(敦賀市東洋町一番一号)  
 令和三年二月十日(水) 十八時三十分から二十時三十分まで

八、問い合わせ先  
 株式会社OSCF  
 〒一〇五一〇〇〇四  
 東京都港区新橋三丁目三番十四号田村ビル八階  
 電話 〇三―六四五七―九九七九(担当) 牧野

○日刊新聞紙における公告

福井新聞（令和3年1月29日（金））

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「仮称）鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 中部電力株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾  
 事業者の所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地  
 事業者の名称 株式会社OSCF  
 代表者の氏名 代表取締役 梅田 明利  
 事業者の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号  
 田村町ビル八階

二、対象事業の名称（仮称）鉢伏山風力発電事業  
 種類 風力（陸上）  
 規模 発電設備出力 最大五万五千キロワット

三、対象事業実施区域  
 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市の一部

四、関係地域の範囲 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市

五、縦覧の場所【福井県】福井県安全環境部環境政策課／敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課／敦賀市東浦公民館／敦賀市東郷公民館／南越前町建設整備課／南越前町今庄事務所／南越前町河野事務所【滋賀県】滋賀県総合企画部県民活動生活課／滋賀県湖北環境事務所／長浜市役所市民生活部環境保全課／長浜市北部振興局地域振興課／長浜市余呉支所

縦覧時間 八時三十分から十七時十五分まで（いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、敦賀市東浦公民館および敦賀市東郷公民館は、休館日の月曜日を除く九時から十七時まで）  
 電子縦覧 <http://oscf.co.jp/>  
 縦覧期間 令和三年一月二十九日（金）から三月一日（月）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函下さるか、令和三年三月十六日（火）までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください（当日消印有効）

七、住民説明会の開催日時及び場所  
 今庄住民センター大ホール（南越前町今庄八十四～二十五）  
 令和三年二月九日（火）十八時三十分から二十時三十分まで  
 プラザ萬象小ホール（敦賀市東洋町一番一号）  
 令和三年二月十日（水）十八時三十分から二十時三十分まで

八、問い合わせ先  
 株式会社OSCF  
 〒一〇五〇〇〇四  
 東京都港区新橋三丁目三番十四号田村町ビル八階  
 電話 〇三―六四五七―九九七九（担当）牧野

中日新聞滋賀版（令和3年1月29日（金））

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「仮称）鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 中部電力株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾  
 事業者の所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地  
 事業者の名称 株式会社OSCF  
 代表者の氏名 代表取締役 梅田 明利  
 事業者の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号  
 田村町ビル八階

二、対象事業の名称（仮称）鉢伏山風力発電事業  
 種類 風力（陸上）  
 規模 発電設備出力 最大五万五千キロワット

三、対象事業実施区域  
 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市の一部

四、関係地域の範囲 福井県敦賀市・南越前町、滋賀県長浜市

五、縦覧の場所【福井県】福井県安全環境部環境政策課／敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課／敦賀市東浦公民館／敦賀市東郷公民館／南越前町建設整備課／南越前町今庄事務所／南越前町河野事務所【滋賀県】滋賀県総合企画部県民活動生活課／滋賀県湖北環境事務所／長浜市役所市民生活部環境保全課／長浜市北部振興局地域振興課／長浜市余呉支所

縦覧時間 八時三十分から十七時十五分まで（いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、敦賀市東浦公民館および敦賀市東郷公民館は、休館日の月曜日を除く九時から十七時まで）  
 電子縦覧 <http://oscf.co.jp/>  
 縦覧期間 令和三年一月二十九日（金）から三月一日（月）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函下さるか、令和三年三月十六日（火）までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください（当日消印有効）

七、住民説明会の開催日時及び場所  
 今庄住民センター大ホール（南越前町今庄八十四～二十五）  
 令和三年二月九日（火）十八時三十分から二十時三十分まで  
 プラザ萬象小ホール（敦賀市東洋町一番一号）  
 令和三年二月十日（水）十八時三十分から二十時三十分まで

八、問い合わせ先  
 株式会社OSCF  
 〒一〇五〇〇〇四  
 東京都港区新橋三丁目三番十四号田村町ビル八階  
 電話 〇三―六四五七―九九七九（担当）牧野

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報つるが 2月号 (令和 3 年 1 月 12 日発行)

## お知らせ

**日**日時 **場**場所 **内**内容 **課**課室  
**対**対象 **定**定員 **料**料金 **持**持ち物  
**申**申込方法 **申**申込締切 **開**開合せ先

- 料金の記載のないものは無料です。
- 申込の記載のないものは申込不要です。
- スマートフォンなどから開合せ先に電話する際は市外局番0770をつけてください。

**風力発電事業「環境影響評価方法」の縦覧**

▼(仮称)福井藤倉山  
**風力発電事業**  
 事業者 JR東日本エネルギー開発㈱

**縦覧期間**  
 1月25日(火)～2月25日(木)  
 8時30分～17時15分  
 (土・日・祝除く)

**縦覧場所** 環境廃棄物対策推進事業者HPでも閲覧可  
**意見などの提出方法**  
 縦覧場所にある意見箱に投入または事業者宛に郵送

① JR東日本エネルギー開発㈱(総務部 広報担当)  
 ☎03・6206・6076  
 環境廃棄物対策課  
 ☎22・8121

---

**パートタイム・有期雇用労働法について**

4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用となります。パートタイム・有期雇用労働者を雇用している事業者は、法の適用となるまでに社内制度の点検を行う必要があります。福井

**▼(仮称)鉢伏山風力発電事業**

**事業者**  
 中部電力㈱、㈱OSCF

**縦覧期間**  
 1月29日(金)～3月1日(月)  
 8時30分～17時15分  
 (土・日・祝を除く)

(公民館は開館日のみ)  
**縦覧場所** 環境廃棄物対策課、東郷公民館、東浦公民館  
 ※事業者HPでも閲覧可  
**意見などの提出方法**  
 縦覧場所にある意見箱に投入または事業者宛に郵送

**説明会**  
 2月10日(水)18時30分～  
 プラザ高塚  
 ① ㈱OSCF(担当 牧野)  
 ☎03・6457・9979  
 環境廃棄物対策課  
 ☎22・8121

---

**市有地の一般競争入札**

市有地を一般競争入札により売却します。  
**所在地** 相生町9番14  
**地目** 宅地  
**地積** 146.24㎡  
**用途地域** 近隣商業地域  
 その他 準防火地域  
**建ぺい率** 80%  
**容積率** 200%  
**予定価格** 市HPなどで公表  
**備考** 敷地東側に西日本電信電話㈱の電柱1本の占用があります。(現状有姿で引き渡し)

**労働局では特別相談窓口を開設し、相談に対応しています。お気軽にお尋ねください。**

① パートタイム・有期雇用労働者特別相談窓口  
 ☎0776・22・3947

---

**ひとり親世帯臨時特別給付金**

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てに対する負担の増加や収入の減少により困難が生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。基本給付申請時に併せて基本給付の再支給分を申請できます。

**【基本給付】**  
 ① 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方  
 (次のいずれかに該当する方)  
 ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方  
 ② 公的年金などを受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止された方  
 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

**【追加給付】**  
 ① または②に該当し基本給付を受けた方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

**【基本給付】**  
 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円  
**【基本給付(再支給)】**  
 基本給付と同額

**【追加給付】**  
 1世帯5万円  
 ① 申請書に必要事項を記入して、必要書類とともに提出  
 ② 2月28日(日) ※必着  
 児童家庭課  
 ☎22・8125

**入札参加申込書などを契約管理課まで郵送(簡易書留)により提出(持参可)**  
 ※電話、メールでの申込みは受け付けません。  
 ① 2月19日(金)  
 入札期間  
 2月22日(月)～26日(金)  
 送付先 〒914・8501  
 中央町2丁目1番1号  
 教習市役所 契約管理課  
**開札日時**  
 3月1日(月)9時30分  
**開札場所** 教習市役所4階  
 401会議室  
 契約管理課  
 ☎22・8105

2021年 広報つるが 2月号 | 12

11

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

南えちぜん 2月号 (令和3年1月25日発行)

### 償却資産に対する課税

償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることのできる資産(構築物、機械装置、器具、備品など)をいいます。

償却資産は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、資産取得価額および耐用年数に応じた原価率を基準として評価します。

町内に事業用の償却資産(貸し付けているものを含む)を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を同年の1月31日(休日の場合はその翌日)までに申告する必要があります。

### 固定資産の利用状況が変わったときはご連絡ください

土地の現況や利用状況が変わったとき、家屋を取り壊したとき、新・増築したとき、また、リフォームで家屋を住宅に変更したときなどで住宅用地に関する異動があった場合などは、お手数ですが、町民税務課までご連絡ください。※固定資産の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定に基づき、実地調査に向う場合がありますのでご了承ください。

### 納税義務者の相続について

固定資産(土地・家屋)の所有者が死亡している場合は、相続人の中から代表者を申し出ていただきます。未登記家屋を所有している場合は、所有者変更の手続きが必要です。詳細は町民税務課にお問合せください。

### 便利で確実な口座振替

納税は、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替は、預貯金口座のある金融機関または郵便局で申し込むことができます。当月の納期限から口座振替をご希望の場合は、町民税務課にお越しください。

お手続きには、納税通知書と身分証明書・口座のお届け印鑑・通帳またはキャッシュカードをお持ちください。※口座振替済み通知書は送付しておりませんので、納付(振替)の確認は通帳への記入にてお願いします。

※預貯金不足により口座振替できなかった場合は、後日送付される納付書でお納めください。なお、振替方法が全期前納だった場合は、第1期分のみ納付書をお送りします。第2期分以降は期別ごとの口座振替となります。

### 登記の相談について

登記に関する相談は、法務局で受け付けています。(福井地方法務局武生支局 ☎0778-22-0194)

●売買や相続による所有権移転など ●全部事項証明書などの取得

■問合せ 町民税務課 固定資産税係 ☎0778-47-8014

## 「(仮称)鉢伏山風力発電事業」、「(仮称)福井蘆倉山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会の開催について

環境影響評価法に基づき「(仮称)鉢伏山風力発電事業」および「(仮称)福井蘆倉山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書を縦覧に供するとともに、住民説明会を開催します。

	(仮称)鉢伏山風力発電事業	(仮称)福井蘆倉山風力発電事業
事業者名	中部電力株式会社 〒461-8680 愛知県名古屋市中区東新町1番地 株式会社OSCF 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル9階	JR東日本エネルギー開発株式会社 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル9階
縦覧場所	役場建設整備課、今庄事務所、河野事務所 以下ウェブサイトからもご覧いただけます。 <a href="http://oscf.co.jp/">http://oscf.co.jp/</a>	役場建設整備課、今庄事務所、河野事務所 以下ウェブサイトからもご覧いただけます。 <a href="http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/">http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/</a>
縦覧期間	1月29日(金)から3月1日(月)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)	1月26日(火)から2月25日(木)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)
住民説明会	2月9日(火)午後6時30分 今庄住民センター 大ホール	2月6日(土)午前10時00分 今庄住民センター 大ホール
提出方法	ご意見やご質問は、住所・氏名・電話番号・内容をご記入の上、事業者宛てに郵送または、縦覧場所に設置してある意見箱への投函をお願いします。	
問合せ	株式会社OSCF (担当 牧野) ☎03-6457-9979	JR東日本エネルギー開発株式会社(総務部 広報担当) ☎03-6206-6076

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

滋賀県広報 第 177 号 (令和 3 年 1 月 29 日発行)

令和 3 年 (2021 年) 1 月 29 日      滋 賀 県 公 報      第 177 号      3

---

ていない特定有害物質の種類 クロロエチレン  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

---

**滋賀県南部環境事務所告示第 3 号**  
 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。  
 令和 3 年 1 月 29 日  
 滋賀県南部環境事務所長 川 崎 竹 志

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域  
野洲市大藤原字出口1610番5
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

---

**県 税 事 務 所 公 告**

**軽油引取税免税軽油使用者証無効公告**  
 次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。  
 令和 3 年 1 月 29 日  
 滋賀県中部県税事務所長 西 澤 甚 一

業 種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9121959号	令和 3. 3. 31	甲賀市信楽町牧739 奥田繁治郎	令和 3. 1. 19

---

**雑 報**

**環境影響評価方法書の縦覧等の公告**  
 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条第1項に基づき(仮称)鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価方法書を作成し、同法第6条第1項に基づき滋賀県知事、福井県知事、長浜市長、敦賀市長および南越前町長に送付しましたので、同法第7条の規定に基づき公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。また、同法第7条の2第1項の規定に基づく説明会を開催しますので、同条第2項に基づき併せて公告します。  
 令和 3 年 1 月 29 日

- 1 公告する事業者 中部電力株式会社、株式会社O S C F
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地  
 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林欣吾 愛知県名古屋市中区東新町1番地  
 株式会社O S C F 代表取締役 梅田明利 東京都港区新橋三丁目3番14号田村町ビル8階
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 (仮称) 鉢伏山風力発電事業
  - (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業(陸上)
  - (3) 規模 総出力 最大55,000キロワット
- 4 対象事業が実施されるべき区域
  - (1) 発電機の設置に係る部分 福井県敦賀市および南越前町
  - (2) 搬入路および付帯施設に係る部分 長浜市ならびに福井県敦賀市および南越前町
- 5 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 長浜市、福井県敦賀市、南越前町
- 6 環境影響評価方法書の縦覧場所  
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)

滋賀県湖北環境事務所(長浜市平方町1152-2)  
 長浜市役所市民生活部環境保全課(長浜市八幡東町632番地)  
 長浜市北部振興局(長浜市木之本町木之本1757-2)  
 長浜市余呉支所(長浜市余呉町中之郷2434)  
 福井県安全環境部環境政策課(福井県福井市大手三丁目17番1号)  
 敦賀市役所市民生活部(福井県敦賀市中央町二丁目1番1号)  
 敦賀市東浦公民館(福井県敦賀市五幡32-8-1)  
 敦賀市東郷公民館(福井県敦賀市井川33-12)  
 南越前町建設整備課(福井県南条郡南越前町東大道29-1)  
 南越前町今庄事務所(福井県南越前町今庄84-25)  
 南越前町河野事務所(福井県南越前町河野15-16-1)  
 ※ 株式会社OSCFホームページ(<http://oscf.co.jp/>)でも御覧いただけます。

7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間 令和3年1月29日から令和3年3月1日までの各縦覧場所における執務時間内

8 説明会を開催する日時および場所  
 令和3年2月9日(火)18:30~20:30 今庄住民センター大ホール(福井県南越前町今庄84-25)  
 令和3年2月10日(水)18:30~20:30 プラザ萬象小ホール(福井県敦賀市東洋町1番1号)

9 意見書の提出  
 (1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を別の方法により提出することができます。  
 (2) 意見書の提出方法 令和3年1月29日から令和3年3月16日までの間に株式会社OSCF(〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号田村町ビル8階)宛てに意見書を郵送により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社OSCFホームページ(<http://oscf.co.jp/>)からダウンロードできます。

10 この公告で示した事項に係る問合せ先 株式会社OSCF 電話 03-6457-9979 担当 牧野

正 誤

令和2年12月8日付け第164号滋賀県規則第105号中

ページ	行	誤	正
5	1	別記様式第7号注1	別記様式第7号注2

○インターネットによる「お知らせ」

(福井県のウェブサイト)

2021/2/5	www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/ela-prog.html
<b><u>(仮称) 福井縣倉山風力発電事業</u></b>	
図書の種類	環境影響評価方法書 (環境影響評価法第5条)
図書名	(仮称) 福井縣倉山風力発電事業 環境影響評価方法書
環境影響評価実施者	JR東日本エネルギー開発株式会社
縦覧期間	令和3年1月26日(火曜日)から令和3年2月25日(木曜日)まで ※各施設の開庁時
縦覧場所	福井県庁 安全環境部 環境政策課 越前市役所 産業環境部 環境政策課 南越前可役場 建設整備課 南越前町 今庄事務所、河野事務所 敦賀市役所 市民生活部 環境廃棄物対策課 滋賀県庁 総合企画部 県民活動生活課 滋賀県 越北環境事務所 長浜市役所 市民生活部 環境保全課 長浜市 北部郡岡岡地域振興課、余呉支所
意見の受付期間	令和3年3月11日(木曜日)まで
意見の提出先	郵送の場合 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村可ビル9階 JR東日本エネルギー開発株式会社
<b><u>福井県見島における風力発電事業(仮称)</u></b>	
図書の種類	環境影響評価方法書 (環境影響評価法第5条)
図書名	福井県見島における風力発電事業(仮称) 環境影響評価方法書
環境影響評価実施者	SBエナジー株式会社
縦覧期間	令和3年1月29日(金曜日)から令和3年3月1日(月曜日)まで ※各施設の開庁時
縦覧場所	福井県庁 安全環境部 環境政策課 福井市役所 市民生活部 環境事務所 環境廃棄物対策課 福井市 国見公民館、廣瀬公民館、一光公民館、本郷公民館、安島公民館 坂井市役所 産業環境部 環境推進課 越前可役場 2階 閲覧コーナー
意見の受付期間	令和3年3月15日(月曜日)まで
意見の提出先	郵送の場合 〒105-7537 東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー SBエナジー株式会社 電力事業本部 国内事業部
<b><u>(仮称) 鉢伏山風力発電事業</u></b>	
図書の種類	環境影響評価方法書 (環境影響評価法第5条)
図書名	(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書
環境影響評価実施者	中部電力株式会社、株式会社OSCF
縦覧期間	令和3年1月29日(金曜日)から令和3年3月1日(月曜日)まで ※各施設の開庁時
縦覧場所	福井県 安全環境部 環境政策課 敦賀市役所 市民生活部 環境廃棄物対策課 敦賀市 東浦公民館、東郷公民館 南越前町 今庄事務所、河野事務所
意見の受付期間	令和3年3月16日(火曜日)まで
意見の提出先	郵送の場合 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村可ビル8階 株式会社OSCF
<b><u>(仮称) あわら風力発電事業</u></b>	
www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/ela-prog.html	2/3

○インターネットによる「お知らせ」

(敦賀市のウェブサイト)

2021/2/5
風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について（鉢伏山） 敦賀市-Tsuruga City-



**敦賀市**  
Tsuruga City

[現在のページ](#) [トップページ](#) [くらし](#) [産業・公営](#) [お祭り](#)

## 風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について（鉢伏山）

最終更新日：2021年1月29日

**鉢伏山における風力発電事業の実施に伴い、環境影響評価法に基づき、実施事業者が環境影響評価方法書の縦覧を行っています。**

- 1 対象事業**

（仮称）鉢伏山風力発電事業
- 2 事業者**

中部電力株式会社（本社 名古屋市）  
株式会社O S C F（本社 東京都港区）
- 3 予定地**

鉢伏山一帯（敦賀市・南越前町）
- 4 縦覧期間**

令和3年1月29日（金曜）から令和3年3月1日（月曜）まで
- 5 縦覧場所**

敦賀市役所3階 環境政策部対策課（土曜・日曜・祝日を除く）  
東港公民館・東郷公民館（祝日のみ）  
（備考）事業者のホームページで電子縦覧もできます。  
[電子縦覧（株式会社O S C F）（外部サイト）](#)
- 6 意見提出方法**

ご意見はいずれかの方法でご提出ください。  
1 縦覧場所に設置している意見書箱へ投函  
2 事業者へ郵送で提出
- 7 住民説明会**

令和3年2月10日（水曜）午後6時30分から プラザ東条 小ホール
- 8 お問い合わせ先**

株式会社O S C F  
〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル6階  
TEL：03-6457-6979（担当：牧野）

**情報発信元**

環境政策部対策課  
敦賀市 中央町2丁目1番1号  
電話番号：0770-22-8121  
ファックス：0770-22-8042  
[お問い合わせ](#)

[https://www.city.tsuruga.lg.jp/kunishi/kankyoku\\_kougai/oshirase/furyokuhatuden3.html](https://www.city.tsuruga.lg.jp/kunishi/kankyoku_kougai/oshirase/furyokuhatuden3.html)

1/1

○インターネットによる「お知らせ」

(南越前町のウェブサイト)



**南越前町**  
海と緑と歴史の恵みに恵まれて、  
出会いから活力の花ひらく可



[テキスト版](#) | [携帯サイト](#) | [スマートフォンサイト](#)  
[サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

文字サイズ   背景と文字の色

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [くらし](#) > [環境・ゴミ](#) > 「(仮称) 鉢伏山風力発電事業」、 「(仮称) 福井藤倉山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会の開催について

**「(仮称) 鉢伏山風力発電事業」、 「(仮称) 福井藤倉山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会の開催について**

最終更新日：2021年1月26日 ページ番号：03495

**環境影響評価方法書の縦覧について**

環境影響評価法に基づき、一般の方々から環境保全に関する意見を求めるため、環境影響評価方法書の縦覧を実施します。

	(仮称) 鉢伏山風力発電事業	(仮称) 福井藤倉山風力発電事業
<b>事業名称</b>	●中部電力株式会社 〒461-8680 愛知県名古屋市中区東新町1番地 ●株式会社O S C F 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村可ビル8階	●JR東日本エネルギー開発株式会社 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村可ビル9階
<b>縦覧場所</b>	南越前可役場 建設整備課、今庄事務所、河野事務所 下記ウェブサイトからもご覧いただけます。 <a href="http://oscf.co.jp/">http://oscf.co.jp/</a>	南越前可役場 建設整備課、今庄事務所、河野事務所 下記ウェブサイトからもご覧いただけます。 <a href="http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/">http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/</a>
<b>縦覧期間</b>	1月29日(金) から3月1日(月)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)	1月26日(火) から2月25日(木)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)
<b>住民説明会</b>	2月9日(火) 午後6時30分から 今庄住民センター 大ホール	2月6日(土) 午前10時00分から 今庄住民センター 大ホール
<b>提出方法</b>	ご意見やご質問は、住所・氏名・電話番号・内容をご記入の上、 <b>事業名宛</b> にて郵送または、縦覧場所に設置してある意見箱へ投函してください。	
<b>問合せ先</b>	株式会社O S C F (担当 牧野) 電話 03-6457-9979	JR東日本エネルギー開発株式会社 (企画管理部 広報担当) 電話 03-6206-6076

[南越前町役場](#)  
 〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 ([地図](#))  
 電話番号：0778-47-3000 (代表) | ファックス：0778-47-3261 | メール：[soumu@town.minamiechizen.lg.jp](mailto:soumu@town.minamiechizen.lg.jp)  
[個人情報保護について](#) | [サイトポリシー](#) | [著作権・リンク・免責事項](#) | [南越前町Facebook利用規約](#)

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/101/116/p003495.html>
2021/02/05

○インターネットによる「お知らせ」

(長浜市のウェブサイト)

2021/05 (仮称) 鉢伏山風力発電事業に関する環境影響評価方法書縦覧のお知らせ | 長浜市

## 長浜市

NAGAHAMA

---

トップ
暮らし・手続き
ごみ・環境・衛生
お知らせ

### (仮称) 鉢伏山風力発電事業に関する環境影響評価方法書縦覧のお知らせ

[2021年1月29日] ID:9629 ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [Facebook](#) [Twitter](#)

**(仮称) 鉢伏山風力発電事業に関する環境影響評価方法書縦覧**

環境影響評価法に基づき、(仮称) 鉢伏山風力発電事業の環境影響評価方法書が縦覧されていますので、お知らせします。

**事業名称**

(仮称) 鉢伏山風力発電事業

**縦覧書類**

(仮称) 鉢伏山風力発電事業に関する環境影響評価方法書

**縦覧期間**

令和3年1月29日金曜日から令和3年3月1日月曜日まで  
平日 8時30分から17時15分

**縦覧場所**

長浜市役所市民生活部環境保全課、北部振興局地域振興課、余呉支所

**備考**

環境影響評価方法書は株式会社OSCFのホームページで公開されています。

**意見提出**

縦覧場所にあるご意見書にご記入の上、縦覧場所に設置している意見箱に投函していただくか、問い合わせ先に郵送してください。

**問い合わせ先**

〒105-0004  
東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル8階  
株式会社OSCF  
電話03-6457-9979

**お問い合わせ**

長浜市役所市民生活部環境保全課  
電話: 0749-65-6513  
ファックス: 0749-64-1437  
電話番号のかけ間違いにご注意ください

[お問い合わせフォーム](#)

https://www.city.nagahama.lg.jp/00000009629.html 1/3

○インターネットによる「お知らせ」

(中部電力株式会社のウェブサイト)



2021年03月28日  
中部電力株式会社  
株式会社DGCF

プレスリリース

## （仮称）鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の届出・送付および縦覧・説明会の実施について

印刷

記事シェアする




中部電力株式会社及び株式会社DGCFは、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「（仮称）鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）およびこれを要約した要約書（以下、要約書）を国土交通省大臣官署に届出するとともに、福井県敦賀市、南越前町、滋賀県長浜市、各関係町長、滋賀県知事、長浜市長へ送付いたしました。

今回の方法書は、本事業における計算的・環境影響評価の予備段階での意見を踏まえて、環境影響評価を行うための必要な対象事業の概要、対象事業実施区域周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法について記述したものです。

方法書および要約書は、2021年3月29日～3月31日まで縦覧するとともに、その内容について3月9日および10日に説明会を開催いたします。また、縦覧期間中は、方法書に関するご意見を随時ご寄せいただくことができます。詳細は、「方法書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催」（別紙）をご覧ください。

本事業の実施に向けて、当地の方々に配慮する関係者の皆さまの御協力に感謝いたします。引き続き、賢明なご判断の御祈りを申し上げます。

**（仮称）鉢伏山風力発電事業の概要および環境影響評価の概要**

**1 事業計画の概要**

事業の名称	（仮称）鉢伏山風力発電事業
原動力の種類	風力（陸上）
出力	風力発電機の数：10～13基程度 （単機出力：4,300～5,500kW程度） 総発電出力：最大55,000kW程度
対象事業実施区域	福井県敦賀市、南越前町、滋賀県長浜市

**2 対象事業実施区域**



福井県敦賀市、南越前町、滋賀県長浜市

（注）国土交通省の電子地図（e-Map）は対象事業実施区域を正確に反映していません。

**3 環境影響評価の概要**

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測および評価を行うとともに、環境の保全に対する措置について検討を行うことです。

[https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1203828\\_3273.html](https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1203828_3273.html)

2021/03/25

19

○インターネットによる「お知らせ」

(株式会社 OSCF のウェブサイト)

2021.01.29

## (仮称) 鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の 届出・送付および縦覧・説明会の実施について

中部電力株式会社および株式会社 OSCF は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)およびこれを要約した書類(以下、要約書)を経済産業大臣に届出するとともに、福井県知事、敦賀市長、南越前町長、滋賀県知事、長浜市長へ送付いたしました。

今回の方法書は、本事業における計画段階環境配慮書の手続きでのご意見を踏まえて、環境影響評価を行うために必要な対象事業の概要、対象事業実施区域周辺の状況、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法について記載したものです。

方法書および要約書は、2021年1月29日～3月1日まで縦覧するとともに、その内容について2月9日および10日に説明会を開催いたします。また、縦覧期間中は、方法書に関するご意見を書面にてお寄せいただくことができます。詳細は、「方法書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催」(別紙)をご参照ください。

本事業の実現に向けて、地域の方々をはじめとする関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めてまいります。

別紙1  (仮称) 鉢伏山風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ

別紙2  方法書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催

## ○インターネットの利用による「公表」

## 【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

## (株式会社 OSCF のウェブサイト)

## 「(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について

「(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を、環境影響評価法に基づき、以下のとおり公表いたします。

方法書及び要約書は、2021年1月29日(金)から2021年3月1日(月)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

個人の私的使用等著作権法によって認められた場合を除き、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの転載等を行うことは著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

閲覧時のブラウザは、Internet Explorerをご利用ください。

 表紙・目次

- 第1章  業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 第2章  対象事業の目的及び内容
- 第3章  対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章  計画段階配慮書事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章  配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章  対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章  その他環境省令で定める事項
- 第8章  環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 資料編

 要約書

## 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、2021年3月1日までに、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送(2021年3月16日(火)までの当日消印有効)により問い合わせ先へお寄せください。

意見書の様式は下記からもダウンロードできます。

 意見書用紙

## お問い合わせ先(意見書の郵送先)

株式会社OSCF

〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル 8階

TEL 03-6457-9979 (土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時半から午後6時まで)

[一覧に戻る](#) 

